

第2回消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会補足資料②

○ カライスコスアントニオス龍谷大学法学部教授への追加の質問と回答

【山本隆司委員からの質問】

8～9 頁の実効性、罰則には、団体訴訟、行政処分、行政庁による訴訟、行政罰、刑事罰等の手法が含まれるというご説明でした。EU 各加盟国で、これらの手法のうち、実際によく機能している、またはうまく機能していないと評価されているものが特にあれば、ご教示いただけないでしょうか。

団体訴訟が制度化されていても、日本では実際には、消費者団体の様々な資源の不足により、機能に限界があると言われていています。EU では、そうした問題が指摘されているのでしょうか。

【回答】

ご指摘の通り、EU では、既に EU レベルで複数のエンフォースメント手段の組合せが想定されており、加盟国レベルでは国によって多少のばらつきがあるものの、基本的に広く多様なエンフォースメント（執行）の手段を消費者に提供するのが一般的です。また、実効性確保の程度についても、加盟国間で相違が見られるところですが、基本的に全体として一定程度以上の水準の実効性が達成されていることが確認されているようです。

エンフォースメント手段の評価については、公開されている資料等では、主に件数等に関する統計や、特に裁判外紛争解決の普及（消費者への適切な周知）に関する課題の指摘が見られます。裁判外紛争解決については、事業者はこれに拘束されず、任意の手段であることから、事業者の参加を確保することに関する問題が存在するようです。また、代表訴訟指令(EU) 2020/1828 によって集団的被害回復訴訟の存在が義務付けられ、この制度に対する期待も高まっているようです。結局のところ、EU では、各手段に関する件数等の統計にかかわらず、事案の内容や特色によって最も適切なものとなる手段が異なり、エンフォースメント手段には予防的な効果もあることから、広く多様なメニューを提供しつつ、事案に応じてエンフォースメントを行うという方向性が一般的だとの印象を受けております。

消費者団体の資源の不足により、機能に限界があるとの認識は、EU でも共通していると思われまます。そのため、代表訴訟指令(EU) 2020/1828 では、厳格な条件の下ではあるものの、代表訴訟（消費者の集団的利益のために行われる、適格団体による訴訟）について、第三者による資金提供を認めています。一般論としては、EU における消費者団体は日本におけるものよりも自由に活動できる範囲が広く、公的な資金援助の他にも、その活動を通じて資源を獲得することも可能となっています。